

## 司法試験委員会会議（第149回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

### 1 日時

令和元年7月3日（水）10:00～10:50

### 2 場所

法務省司法試験考査委員室

### 3 出席者

- 司法試験委員会  
（委員長）神田秀樹  
（委員）大沢陽一郎，大場亮太郎，高橋美保，長谷部由起子，春名一典，村田渉（敬称略）
- 司法試験委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課）  
伊藤栄二人事課長，大久保仁視試験管理官，阿波亮子人事課付

### 4 議題

- (1) 令和元年司法試験短答式試験における不正受験者の取扱いについて（協議）
- (2) 令和元年司法試験考査委員・司法試験予備試験考査委員の推薦について（報告）
- (3) 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案の審議経過及びこれに対する衆議院文部科学委員会の附帯決議について（報告）
- (4) 幹事の選任について（協議）
- (5) 次回開催日程等について（説明）

### 5 資料

- 資料1 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律の概要
- 資料2 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議（衆議院文部科学委員会）の内容

### 6 議事等

- (1) 令和元年司法試験短答式試験における不正受験者の取扱いについて（協議）
  - 令和元年司法試験短答式試験における不正受験者の取扱いについて，行政手続法に基づく弁明の機会を付与したところ，同人から弁明書が提出されたことについて，事務局から報告がなされた。
  - 協議の結果，令和元年司法試験短答式試験において，試験時間が終了したにもかかわらず，答案用紙への記入を続けた不正受験者について，2年間の受験禁止処分（司法試験及び司法試験予備試験）とすることが決定された。
- (2) 令和元年司法試験考査委員・司法試験予備試験考査委員の推薦について（報告）
  - 委員長から，令和元年司法試験考査委員・司法試験予備試験考査委員として別紙記載の者を法務大臣に推薦することについて，司法試験委員会議事細則第6条第1項に基づき，書面等により各委員から意見を徴した結果，了承され，令和元年6月21日付けで

委員会の議決としたことが報告された。

これに関し、事務局から、司法試験考査委員・司法試験予備試験考査委員に推薦された者が7月2日付けで法務大臣から考査委員に任命されたことが報告された。

(3) 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律案の審議経過及びこれに対する衆議院文部科学委員会の附帯決議について（報告）

- 事務局から、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律が令和元年6月19日に成立したこと及び衆議院文部科学委員会の附帯決議について、資料1及び資料2に基づき、報告がなされた。

(4) 幹事の選任について（協議）

- 今後、改正法施行後の司法試験の実施時期を検討するとともに、法務省令によって定められる司法試験予備試験論文式試験の選択科目を選定するなど、司法試験及び司法試験予備試験の実施に関する重要事項を調査審議する前提として、司法試験委員会令第6条に基づき、司法試験法第12条第2項第2号及び第3号に掲げる事務を補佐する者として、司法試験委員会に幹事10名を置く方針について協議がなされ、幹事10名を置く方針について了承された。その際、委員から、司法試験の実施に関する検討は、法科大学院の教育やカリキュラムに大きな影響を与えることから、文部科学省とも十分情報共有しながら検討を進める必要があり、また、調査審議する事項に関して、法科大学院在学中の司法試験受験を認めることは根本的な改革であり、改正法施行後の司法試験の出題の在り方についても視野に入れた議論をすべきとの意見が述べられたほか、別の委員から、改正法は法科大学院修了を前提とする現在の司法試験に根本的な変更を加えるものではなく、一定の要件を満たした法科大学院在学生の受験資格を追加的に認めるに過ぎないとの観点も考慮すべきではないかとの意見が述べられるなどした。

(5) 次回開催日程等について（説明）

- 次回の司法試験委員会は、令和元年7月29日（月）に開催することが確認された。  
(以上)

令和元年司法試験・司法試験予備試験審査委員名簿

○司法試験審査委員及び司法試験予備試験審査委員名簿（1名）

憲 法 小 林 康 彦 知的財産高等裁判所判事